

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年10月12日

神奈川県知事 黒岩祐治

### 第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

44.1トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	0.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	0.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	18.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	0.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	1.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	17.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.5トン

### 第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

10.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	10.8トン

## くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前
<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和3年10月12日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 44.1トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>	<p>くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p><u>令和3年7月14日</u></p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 44.1トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p>

知事管理区分	配分する数量	知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	0.1トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	0.1トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	<u>0.0</u> トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	<u>5.1</u> トン
神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	<u>18.7</u> トン	神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	<u>13.6</u> トン

神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3ヶ月まで）	2.0トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3ヶ月まで）	2.0トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6ヶ月まで）	0.7トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6ヶ月まで）	0.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9ヶ月まで）	<u>1.3</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9ヶ月まで）	<u>8.6</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>17.5</u> トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>10.2</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3ヶ月まで）	0.5トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3ヶ月まで）	0.5トン
(以下略)		下縫部が変更箇所	